

有害物質の種類及び一律排水基準 (令和6年4月1日現在)

番号	有害物質の種類	一律排水基準(許容限度)
1	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03 mg/L
2	シアン化合物	シアンとして 1 mg/L
3	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 mg/L
4	鉛及びその化合物	鉛として 0.1 mg/L
5	六価クロム化合物	六価クロムとして 0.2 mg/L
6	砒素及びその化合物	砒素として 0.1 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005 mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
8	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
9	トリクロロエチレン	0.1 mg/L
10	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
11	ジクロロメタン	0.2 mg/L
12	四塩化炭素	0.02 mg/L
13	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
14	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
15	トランス-1,2-ジクロロエチレン	—
16	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
18	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
19	チウラム	0.06 mg/L
20	シマジン	0.03 mg/L
21	チオベンカルブ	0.2 mg/L
22	ベンゼン	0.1 mg/L
23	セレン及びその化合物	セレンとして 0.1 mg/L
24	ほう素及びその化合物	海域以外:ほう素として 10 mg/L
		海 域:ほう素として 230 mg/L
25	ふっ素及びその化合物	海域以外:ふっ素として 8 mg/L
		海 域:ふっ素として 15 mg/L
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L
27	塩化ビニルモノマー	—
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

備考 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

(水質汚濁防止法施行令第2条及び排水基準を定める省令別表第1による)